

令和 2 年御嵩町議会第 4 回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 8 月 17 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 2 年 8 月 17 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第 63 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について
 - 議案第 64 号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 65 号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 66 号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 67 号 財産の取得について

議事日程第1号

令和2年8月17日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 5件

議案第63号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第64号 工事請負契約の変更について

議案第65号 工事請負契約の変更について

議案第66号 工事請負契約の変更について

議案第67号 財産の取得について

日程第4 議案の審議及び採決 5件

議案第63号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第64号 工事請負契約の変更について

議案第65号 工事請負契約の変更について

議案第66号 工事請負契約の変更について

議案第67号 財産の取得について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男

民生部長 加藤 暢彦
企画調整
担当参事 中井 雄一郎
総務防災課長 各務 元規
環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長 渡辺 一直
保険長寿課長 大久保 嘉博
農林課長 高木 雅春
生涯学習課長 古川 孝

建設部長 伊左次 一郎
教育参事兼
学校教育課長 山田 徹
企画課長 山田 敏寛
亜炭鉱廃坑
対策室長 筒井 幹次
福祉課長 小木曾 昌文
建設課長 早川 均

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦

議会事務局
書記 大脇 敬之

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。したがって、令和2年御嵩町議会第4回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、加藤保郎議員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく申し上げます。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

大変猛暑の中、こうして早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

コロナ対策で大変ひやひやとした思いでありますけれど、基本は県がやっていたいただきます。保健所も県の所管にありますので、御嵩町へは、仮に感染者が出たとしても、夕方、私の携帯電話に情報として入ってくるだけであります。しかも、それはマスコミへの発表そのものが入ってくるだけで、通常ですと、60代男性、これだけです。町民の方々、詳しく知りたいとおっしゃるんですが、プライバシーにも関わる問題ですので、なかなか町から発信はできないですし、むしろどなたがなっているかすら、私でも知らないというのが現状です。数時間たつと情報がまた、ほかから入ってくることもありますので、徐々に誰なのかということが分かってきますけれど、何日もかかる方もありますけれど、積極的には調べないという方向で、県に全面的にお任せをしているというのが今回のコロナ禍の体制であります。

そういう意味では、不安である町民に情報がこちらからなかなか提示できないといった、大変心苦しいわけでありまして、何とか乗り切っていきたいというふうに思っております。

ここ数日、感染者は少ないという状況にありますけれど、世間が夏休みですので、検査体制も、そして検査を受けたいと思う人も数が少なかったのではないのかなと、その表れかなというふうには思っております。実質は、明日から出てくる数字がかなりリアルな数字が出てくるであろうと思っておりますので、何とかそこでも抑えぎみの数字が出てくればありがたいなと思っております。

本日、臨時議会では、御嵩町の第4回目の補正予算、そして契約の変更3件、財産の取得1

件と、皆さんに御審議になる議案は5件であります。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日、本臨時会の会期は、8月12日に行いました議会運営委員会で本日1
日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日8月17日の1日とすることに決定いたしま
した。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました議案第63号から議案第67号までの5件を一括議
題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件5件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第63号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説
明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、議案第 63 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）の表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条、第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 1 億 8,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 130 億 906 万円とする旨、規定しています。

第 2 条では、地方債の補正について規定しております。

4 ページ、第 2 表、地方債をお願いします。

本補正予算におきまして、1 件の地方債の追加をしております。

前沢川、井尻川等の河川氾濫等の未然防止を行う河川緊急浚渫事業に緊急浚渫推進事業債を充てるため、新たに 1,780 万円を限度額とした起債を追加しております。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、歳入の補正について説明をいたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入の御説明をいたします。

款 14 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 2 次交付分として 2 億 39 万 8,000 円の増額。学校再開に伴う感染症対策として、学校保健特別対策事業費補助金 300 万円の追加。

款 15 県支出金は、町で行う感染症対策経費に対する新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金の追加、避難所のコロナ対策として、避難所生活環境確保事業費補助金の追加、子育て施設の感染症対策として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の追加、国の雇用調整助成金等上乗せ助成金支給奨励金の追加、合わせて 1,528 万 3,000 円の増額です。

款 18 繰入金 of 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により 5,459 万 4,000 円の繰入れ減。

8 ページをお願いします。

款 20 諸収入の学校臨時休業対策費補助金は、実績確定に伴い 88 万 7,000 円を減額。

款 21 町債におきましては、先ほど第 2 表で御説明しましたとおりでございます。

9 ページからは歳出となります。

款 02 総務費の目 17 新型コロナウイルス感染症対策費は、2 次交付分による追加事業となります。主なものを申し上げます。中ほどとなりますが、節 14 工事請負費は、中山道みたけ館の空調設備にコロナ対策として換気システムを追加する改修工事として 1,363 万 8,000 円の追加。節 17 備品購入費は、各施設に設置する体温検知システムや避難所用スポットクーラーな

ど、対策用庁用備品のほか、パーティションなどを備蓄する防災倉庫、各学校での感染症対策のための学校備品など、合わせて2,453万8,000円の増額。節18負担金、補助金及び交付金は、補助金では、感染症対策に係る民間保育園等補助金として220万円の追加、学校臨時休業に係る調理業者への学校給食安定供給支援事業費補助金として166万3,000円の追加、国の雇用調整助成金に上乗せする助成金として450万円の追加、地域活性化のため、町民1人当たり5,000円分の振興券を配付する、みたけ元気振興券事業費補助金として9,150万円の追加、交付金では、高校2年生と3年生を持つ世帯に対して、生徒1人当たり1万円を給付する高校生等保護者生活支援給付金として350万円を追加しております。ほかにも、コロナ禍における業務増による体制強化のための人件費や、避難所で使用するパーティションや段ボールベッドなどのほか、各施設における自動消毒器など、コロナ対策物品を購入する消耗品費のほか、振興券の配付に必要な需用費、役務費、委託費などを計上しております。

10ページをお願いします。

款08土木費の目02道路維持費は、町道の排水路の堆積土砂をしゅんせつするための機械借り上げ料として100万円の増額。

その下、目02河川維持費は、地方債のところの説明した河川をしゅんせつするための機械等借り上げ料として1,782万6,000円の増額。

款09消防費、目05亜炭鉱対策費は、節12委託料から節14工事請負費へ予算の組替えです。

11ページに参りまして、款10教育費の目02事務局費は、GIGAスクール構想のタブレット端末購入費が2次交付金の対象となったことによる財源の組替えです。

最後に、12ページには給与費明細書、13ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第64号 工事請負契約の変更について、議案第65号 工事請負契約の変更について、議案第66号 工事請負契約の変更について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは初めに、議案第64号 工事請負契約の変更についてから説明をさせていただきます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

令和2年御嵩町議会第2回定例会（議案第57号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第2、3期防災工事です。2. 契約の金額、18億3,055万1,040円を19億6,663万4,740円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査、工事施工区域の追加による増額です。4. 契約の相手方は、飛島・大日本土木・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は、飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は、大日本土木株式会社、株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりの1ページ、2ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。工事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和2年8月7日に締結しております。

続いて、3ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施行箇所は、中地内、桃井病院の南側、県道御嵩・可児線から国道21号北側までの一帯と、田原医院周辺の国道21号を挟んだ南北の一帯です。

この第2、3期防災工事は、当初契約をしておりました第2、3期地区に第5-2期地区を追加し、工事を行っております。今回さらに、図面左上に少し濃い網かけで表記しました中保育園を含む一帯、第6-3-1期地区を追加し、増額変更するものです。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第64号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

引き続き、議案第65号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第65号 工事請負契約の変更についてです。

令和元年御嵩町議会第4回定例会（議案第58号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第4期防災工事です。2. 契約の金額、14億6,090万7,940円を13億4,222万5,880円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査、工事施工区域の追加による減額です。4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は、徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は、株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料つづりの4ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを、この4ページから次の5ページに添付をしております。工

事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和2年8月7日に締結しております。

続いて、6ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施行箇所は、顔戸地内、国道21号から北側の一带と、あゆみ館北側の中地内、長瀬地区の一部の区域です。

この第4期防災工事は、当初契約しておりました第4期地区に第5-3-2期地区を追加し、工事を行っております。この第5-3-2期地区において、削孔、充填作業を進めたところ、空洞や充填量が想定を下回る結果となったことから、今回はこれに係る減額変更と、さらに図面右側に少し濃い色で網かけをしました区域、第6-1-1期地区を追加し、増額変更するものですが、総額としては減額変更となるものです。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第65号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

最後になりますが、引き続き議案第66号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

議案第66号 工事請負契約の変更についてです。

令和2年御嵩町議会第3回臨時会（議案第62号）で議決されました工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和元年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第5-3-3期防災工事です。2. 契約の金額、7億9,614万3,700円を8億204万8,500円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査、工事施工区域の追加による増額です。4. 契約の相手方は、飛島・本州緑化特定建設工事共同企業体、代表構成員は、飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は、株式会社本州緑化建設です。

続いて、資料つづりの7ページ、8ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。工事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和2年8月7日に締結しております。

続いて、9ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施行箇所は、中地内の顔戸及び長瀬で、あゆみ館北側の民有地になります。

この第5-3-3期防災工事は、当初契約しておりました第5-3-3期地区に北側で接する一部の区域を追加し、工事を行っております。この第5-3-3期地区において削孔作業を進めたところ、亜炭空洞が想定を下回る結果となったことから、今回、さらに図面右下に少し

濃い網かけで表記した区域、第6-1-3期地区を追加し、増額変更するものです。

工事概要としましては、左下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、工事請負契約の変更についての議案3件について説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第67号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

議案説明の最後となりますが、よろしくお願いいたします。

議案つづりの5ページをお開きください。

議案第67号 財産の取得について御説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、GIGAスクール構想事業の推進の一環であります小・中学校のタブレット端末であります。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は、8,800万円です。取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎495番地1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役 辻慶一であります。

続きまして、資料つづりの10ページをお願いいたします。ここでは売買仮契約書、そして11ページには入札執行結果公表一覧表、また12ページには各学校別の内訳概要及び仕様を掲載しております。

今回のタブレット購入は、1人1台端末を目指して、町内小・中学校合わせて合計1,249台を取得する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は9時45分とします。

午前9時25分 休憩

午前9時45分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第63号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今回の補正予算の中で、主なものとしまして、地方創生臨時交付金第2次補正分を使っ
ての施策が打ち出されております。

今回はこの2次補正分に関しまして、議会としても要望書を提出させていただく中で取り
上げていただいた項目ございまして、本当にありがたい。また、町民の方もお一人5,000円とい
うことで、喜んでいただいております。

そういった中で、今回の国からの支出金1億7,681万円という補正の内容がございませ
けれども、GIGAスクールにつきまして、4,800万円ほどの一般財源からの国への組替えとい
うことで、今回この2次補正でこれが使えるという形になっておりますので、財政調整基金繰入
金のほうへ繰入れがなされております。

たしか前回お話を伺ったときに、財政調整基金繰入金を崩してでも施策を打ちたいとい
うお声もございましたが、今後、9月議会も控えておりますけれども、こういったコロナ対策の中
の一環として、追加の施策を考えてみえるかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは今の、今後の展開についての質問ということでございます。

あくまで前提は、国がどう動いてくれるか、今回は2次ですけれども、3次の交付金がある
のか、それか各省庁の個別の補助があるのか、そういうのを見極めながら適時判断して、町民
のためにも一生懸命対応していきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

3次補正も考えてということでございますけれども、前回の2次補正の対応のときに、その財政調整基金繰入金を崩してでもというお話がありましたので、今回、第2次補正に関しましても、例えば新生児、令和2年4月28日以降に生まれた新生児にもこの2次補正で対応できますよというふうになりました。ですから、この新生児に対する給付金というものが、各自治体で結構今、全国的にも広がってきているわけですが、それに関してはお考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

定額給付金が令和2年4月28日付で切られましたので、それ以降に生まれた新生児に対して、市町村単独で10万円という話は記事等で私もつかんでいます。

今後、国の展開が大前提だと言いました。それもありますけれども、今回の1次、2次の交付金の使用状況も踏まえながら、この交付金の計画自体は変更も可能となっておりますので、大沢議員の指摘された新生児に対する10万円、これが応えられるかどうかは別として、今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうもありがとうございます。

私、みたけ元気振興交付事業についてお聞きしますけれども、町内の事業所に対して使える振興券を配られるということなんですけど、この町内事業所を一体いつまでに最終、決められるのかということについて、まずお聞きいたします。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、福井議員の質問にお答えいたします。

みたけ元気振興券の町内の事業所の登録をいつまでにというふうな御質問ですが、随時行います。最初に期限を区切って、いつまでにというのは、今これから商工会さんと連携していく

上で調整をしていくんですけども、募集をした段階ですぐ切ってしまうては新たに参加されたいという事業所さんも参加できないということになりますので、ある程度期限をつくるかもしれないんですけども、常に随時登録のほうはしていくというふうに想定をしております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

後からという事業所の方というのは、町民に対してどのように連絡というか、お知らせするわけですか。最初一覧で、多分一緒に出されると思うんですけども、後から参加するという人は、町民は使えるか使えないか分からないと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

その後の事業所の確認につきましては、旗を店頭に置いていただくようにするとか、あとSNSであったりとか、ホームページ上で分かるように手段を講じていきたいというように考えております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

すみません、福井議員。今度3回目ですので、質疑。質疑の仕方をしっかりと心得てやってくださいね。

質疑というのは、答えたことについて再質問を行うわけで、新たな質問だと、最初に一遍にやっていたかなくちゃ駄目なので、いいですかそこら辺のこと。

2番（福井俊雄君）

はい。じゃあ、引き下がります。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 63 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 64 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 64 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 65 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 65 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 66 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 66 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 67 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

タブレットについて2点お聞きします。

まず1点目、追加で有償のソフトウェアを今後導入する予定があるのかということと、2点目、壊れたときの保険とか補償はどうなっているか、その2点お願いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

資料つづりの12ページにございますが、仕様というところでいろんなソフトが入っております。これが基本パッケージになっておりまして、全てクラウドサービスを使って使える状態ですので、基本のソフトが入っておるということで追加のソフトは入れないということで、もちろんフィルタリングのほうも完備しております。

壊れたときの補償ということでございますが、基本の部分につきましては、3年間補償ということで、万が一子供さんが落として壊してしまった場合とかそういった場合も、3年間は補償されるということですので、よろしくをお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

補償の件についてですけど、3年間補償されるということですけど、重過失といたらおかしいですけど、完全に落として壊れたとかいうのも100%という補償をされるのかどうか、その辺についてちょっと教えてください。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

仕様書といいますかパンフレットによりますと、自然故障も含めまして、物損、盗難について全て補償されるということですのでうたってございますので、恐らく落としてしまった場合とか、そういった場合につきましても、24時間365日の補償ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 67 号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま慎重なる御審議の上、全ての議案について議了していただきましたこと、心からお礼を申し上げます、ありがとうございます。

これからの時代は、高いランドセルをおじいちゃん、おばあちゃんが買うというよりは、タ

ブレットをお祝いにあげるような時代になるのかなと思っています。学校で統一したかばんを決めればいい話ですので、そういう時代の変化に合わせていくことも大切であろうというふうに感じています。我々の時代とは想像を絶する進歩をしていますので、それに対応できる子供を育てていかないと、いわゆる勝者、敗者ということでは、負け組のほうに入ってってしまうということになるかと思っておりますので、御嵩の子については、全て勝者になってもらいたいなと思っておりますので、そのような学び方をさせていきたいというふうに思っております。

先ほど御心配いただきました商品券と申しますか、これについては、商工会を基本としておりますけれど、私が聞く限り2種類の方があります。1種類は、商工会にも入っていないし、情報がないから知らない。券を出されると、うちはやっていませんという考えの返事をする方と、もう一方は、分かっている申込みをしない、ただ1,000円は1,000円ですから、それで払っていただいて、自分が買物をするときに使うという、2種類の方がお見えになります。そういう方々に、商工会に入っていない方ですから、どう行政としてお伝えして、申し込んでいただくかということも含めて考えていきたいと思っております。今日補正予算が通ったばかりですので、事業としては9月に入りますから、それまでには時間がございますので、対応していきたいというように思っております。

昨日、私つくづく思ったんですけれど、67年間御嵩町で生まれ育っていますけれど、数年御嵩町を離れたことがありますけれど、人生で一番暑いなと思えました。今日もそれ以上とか、今週はそれ以上の日もあるという話もありますので、私も含めてここにおられる方は、1名を除いて高齢者ですので、かなりの。ぜひ御自愛をいただきまして、9月定例会、元気なお体で集合していただきますことを心から願ひまして、本日のお礼とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして、令和2年御嵩町議会第4回臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時02分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄